

ご利用料金表

合同会社 春咲花 ケアセンター咲花(事業者番号 3270104205)

()内は負担割合が2割の場合
< >内は負担割合が3割の場合
単位:円

通常規模型通所介護費 サービス提供時間 9:00~16:30	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
(1) 3時間以上 4時間未満	370 (740) <1,110>	423 (846) <1,269>	479 (958) <1,437>	533 (1,066) <1,599>	588 (1,176) <1,764>
(2) 4時間以上 5時間未満	388 (776) <1,164>	444 (888) <1,332>	502 (1,004) <1,506>	560 (1,120) <1,680>	617 (1,234) <1,851>
(3) 5時間以上 6時間未満	570 (1,140) <1,710>	673 (1,346) <2,019>	777 (1,554) <2,331>	880 (1,760) <2,640>	984 (1,968) <2,952>
(4) 6時間以上 7時間未満	584 (1,168) <1,752>	689 (1,378) <2,067>	796 (1,592) <2,388>	901 (1,802) <2,703>	1,008 (2,016) <3,024>
(5) 7時間以上 8時間未満	658 (1,316) <1,974>	777 (1,554) <2,331>	900 (1,800) <2,700>	1,023 (2,046) <3,069>	1,148 (2,296) <3,444>

* 心身の不調等により、所要時間2時間以上3時間未満の通所介護を利用した場合は、上表(2)の所定単位数の70%を算定します。

加算項目

入浴介助加算(Ⅰ)	40 (80) <120>
口腔機能向上加算(Ⅱ)	160×月2回 (320×月2回) <480×月2回>
栄養改善加算	200×月2回 (400×月2回) <600×月2回>
栄養アセスメント加算	1月につき 50 (100) <150>
中重度者ケア体制加算	45 (90) <135>
認知症加算	60 (120) <180>
若年性認知症利用者受入加算	60 (120) <180>
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき 60 (120) <180>
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)/(Ⅱ)	6月につき (Ⅰ)20 (40) <60> / (Ⅱ)5 (10) <15>
科学的介護推進体制加算	1月につき 40 (80) <120>
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 (44) <66>
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に9.2%を乗じた単位数で算定 (【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×2】で算定) <【所定単位数に9.2%を乗じた単位数×3】で算定>
感染症又は災害に起因する利用者減の場合	基本単位数に3%を乗じた単位数で算定 (【基本単位数に3%を乗じた単位数×2】で算定) <【所定単位数に3%を乗じた単位数×3】で算定>

* 送迎を行わない場合、片道47円(2割負担:94円)<3割負担:141円>を減算します。

食費 【昼食 750円】 【朝粥 150円(希望により)】 【夕食 750円(希望により)】	営業日 月曜日～土曜日 ※年末年始(12/31～1/3)は休業いたします。 ※祝日は営業しております。	その他 延長デイサービス 【8:00～20:00 30分300円】 ※緊急時等には上記時間以外もご利用いただけます。上記時間帯以外は30分600円。
--	---	--

加算項目(概要)

口腔機能向上加算(Ⅱ)	歯科衛生士や看護職員等が、利用者の口腔ケアを実施し、また口腔機能を定期的に把握します。また、提供する口腔関連サービスの質の向上を図るために、データを厚生労働省に提出します。
栄養改善加算	栄養アセスメントにより低栄養状態にあると判断される方、またはそのおそれのある方に、管理栄養士等が計画した栄養改善サービスを実施します。
栄養アセスメント加算	管理栄養士が、利用者の栄養状態等を定期的に把握し、必要に応じて栄養食事相談などに応じます。また、提供する栄養関連サービスの質の向上を図るために、データを厚生労働省に提出します。
中重度者ケア体制加算	重度の要介護者であっても、住み慣れた地域での在宅生活ができる様に、要介護3以上の利用者を積極的に受け入れる体制を整えている事業所に対して算定される加算。
認知症加算	認知症ケアについて専門的な研修を修了した職員がサービスを提供することについて算定される加算。算定対象は【主治医意見書等で『認知症高齢者の日常生活自立度』が『Ⅲa以上』】の方。
若年性認知症利用者受入加算	認知症ケアについて専門的な研修を修了した職員がサービスを提供することについて算定される加算。算定対象は主治医等に若年性認知症等の診断を受けておられる方。
ADL維持等加算(Ⅱ)	一定期間内に当事業所をご利用された方のうち、ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定以上あった事業所が算定。
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)・(Ⅱ)	利用開始及び利用中6月ごとに口腔及び栄養状態の確認を行い、その情報を介護支援専門員に提供した場合に算定します。
科学的介護推進体制加算	利用者の心身の状態などの情報を厚生労働所に提出し、返されるアドバイス等をもとに、自立支援や重度化防止に資する介護を実践します。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上である場合に算定される加算。 (※区分支給限度基準額の算定対象からは除外)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等の賃金改善に充てる費用。 (※区分支給限度基準額の算定対象からは除外)
感染症又は災害に起因する利用者減の場合	感染症や自然災害等に起因して、前年度比で5%以上利用者数が減少した場合に、基本報酬に3%を乗じた単位数を加算。 (※区分支給限度基準額の算定対象からは除外)

* 送迎を行わない場合、片道47円(2割負担:94円)<3割負担:141円>を減算します。

* 厚生労働省にデータを提出するにあたり、個人が特定されることはありません。